

サイトポリシー

1, 著作権等について

本サイト内の、すべてのコンテンツに関する著作権は習志野市立第一中学校に属します。無断使用、無断転載、および無断リンクを禁じます。

2, 免責事項について

本校ではサイトについて細心の注意を払って作成しています。

しかしながら、利用者の皆様が本サイトの情報を利用することによって生じる、いかなる損害についても責任を負うものではありません。

また、サイト運営上予告なしに本サイト上の情報を変更あるいは削除、本サイトの運用を中断または中止することがあります。あらかじめご了承ください。

3, 習志野市立第一中学校におけるインターネットの利用について

本サイトにおける情報発信については、以下に挙げる「習志野市小・中・高等学校におけるインターネットの利用に関する要項」に準じています。

『習志野市小・中・高等学校におけるインターネットの利用に関する要項』

(趣旨)

第1条 この要項は、習志野市小・中・高等学校（以下「市立学校」という。）におけるインターネットの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 市立学校においてインターネットを利用するにあたっては、児童・生徒及び関係者の個人保護に努めるとともに、児童・生徒の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進と総合的な学習の推進等、教育課題の対応に寄与するよう努めるものとする。

(インターネットの主な利用形態)

第3条 インターネットの主な利用形態は、次の各号に定めるものとする。

(1) 情報発信及び受信

各教科領域や総合的な学習の時間等での学習事項のまとめ及び教育活動の内容や開かれた学校の推進等を、学校のホームページから発信すると同時に、意見等を受信する。

(2) 情報検索及び収集

学習に関する情報を検索、収集したり、関連する質問を送り、回答を得たりする。

(3) 教材作成

授業で活用できる画像データや文書を収集・加工して、教材作りに活用する。

(4) 国内及び国際交流

電子メールにより、国内及び海外の都市、学校等との交流を行う。

(5) 前4項のほか、校長が学校教育の利用に役立つと認めたもの。

(利用手続き)

第4条 市立学校の学校長（以下「学校長」という。）は、インターネットを利用しようとするときは、習志野市教育センター（同教育委員会）へシステムや受信内容等に関する報告をしなければならない。

2 学校長は、インターネットの利用の適正を図るため、本要綱を基にインターネットの取り扱いに係る規定（「取扱規程」という。）を定め、インターネットの責任者を置くものとする。

(ホームページ等による情報の発信)

第5条 市立学校のインターネットを利用した情報発信は、習志野市立学校の公的名称を使用し、習志野市教育センター（同教育委員会）が指定したインターネットサービスプロバイダ（インターネットへの接続サービスを提供する企業等）のサーバ（インターネット上における情報の受発信を制御するコンピュータ）において行う。

2 学校長は、ホームページにより情報の発信を行う場合は、本要綱及び取扱規程に基づいた適正な発信内容であることを事前に確認するものとする。

3 市立学校のホームページには、本要綱及び取扱規程を掲載し、情報発信がこれらの規定に基づいたものであることを明記するものとする。

4 市立学校のホームページに掲載した情報については、著作権の帰属先をホームページに明記するものとする。

(個人情報の発信とその範囲)

第6条 インターネットを利用した児童・生徒及び関係者の個人情報の発信は、学校長が学校教育のために特に必要と認める場合に限るものとし、発信された個人情報により本人が不利益を被ることの無いよう、必要な対策を講じなければならない。

2 児童・生徒の個人情報を発信しようとするときは、本人及び保護者に対して個人情報を発信する趣旨及び危険性を説明し、同意を得た上で、教師の指導のもとに発信するものとする。

3 市立学校のホームページに掲載した個人情報について、本人若しくは保護者から訂正・削除の要請があった場合には、速やかに適切な措置を講じなければならない。

4 インターネットで発信する児童・生徒の個人情報の範囲は、次の各号に定めるところによる。

(1) 氏名については原則として発信しない。ただし教育上必要があると学校長が認めた場合には、氏名を使うことも可とする。

(2) 児童・生徒の写真を取り扱う場合は、教育的な意義がある場合に発信することができる。

(3) 児童・生徒の写真を取り扱う場合は、集合写真とするなど、個人が特定できないように配慮する。

(4) その他、住所、電話番号、生年月日、趣味等の個人情報は発信しないものとする。ただし、相手が特定される電子メールにおいては、必要に応じて住所、電話番号、生年月日、年齢、趣味等を発信することができる。

(教師による指導の徹底)

- 第7条 教師は、インターネットを利用した教育活動を通して、他人の中傷をしないこと、著作権、肖像権、知的所有権に配慮するなど、ネットワーク利用における基本的なモラルやマナーについて十分に指導し、情報発信者としての自覚と責任について児童・生徒が正しく理解できるように努めるものとする。
- 2 児童・生徒が発信する情報は、原則として教師の確認を経て発信することとする。
 - 3 教師は、インターネットの特性を考慮し、教育上不適切な情報の取り扱い等の指導を徹底する。

(個人情報及びデータ等の保護)

- 第8条 学校長は、次の各号に定めるところにより、個人情報及びデータの保護に努めるものとする。
- (1) インターネットに接続するコンピュータを特定し、それ以外のコンピュータはインターネットに接続しない。
 - (2) インターネットの接続環境に応じて、回線を通じた外部からの不正侵入を遮断する対策を講じる。
 - (3) インターネットに接続するコンピュータを一切他の用途に使用しない。
 - (4) コンピュータウイルス（コンピュータシステムの動作を妨害する目的で作られたプログラム）の発見、駆除、予防に努める。
- 2 学校長は、コンピュータシステム若しくはデータの改ざん等の異常が認められたときは、速やかにインターネットの利用を中止し、習志野市教育センター（同教育委員会）に報告しなければならない。

(インターネット利用状況の報告及び指導)

- 第9条 習志野市教育センター（同教育委員会）は、インターネットの利用状況について学校長に報告を求め、必要に応じて指導を行うものとする。

(インターネット利用基準の見直し)

- 第10条 学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、この要綱に規定した事項の見直しが生じたときは、第8条に規定する基準の見直しを行うものとする。

- 付則 1 この要綱は平成14年4月1日から施行する。